

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「お客さま」「株主・市場」「社会・環境」「従業員」などのステークホルダーに対して、より高い価値を持つ商品・サービスを提供することを通じて、すべてのステークホルダーから信頼・評価していただける企業活動を実践することにより、社会全体の持続的な発展への貢献と企業価値の向上に努めております。

そのため、将来にわたって普遍的な経営の方針として次のとおり「経営理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。

#### <経営理念>

- IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。(社会・お客さまの信用)
- 変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。(会社の繁栄)
- 個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。(社員の成長)

当社は、この「経営理念」の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、経営の透明性・公正性・健全性の確保に努めております。また、企業倫理と法令遵守を常に意識して企業活動を行うことが必要不可欠と考えており、役職員への周知・浸透に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4). 議決権の電子行使を可能とするための環境作り等】

【補充原則3-1(2). 英語での情報開示・提供】

- 当社は現在、株主における海外投資家の比率は低いと考えており、今後の同比率等の推移を踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)並びに招集通知の英訳及び英語での情報開示・提供を検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

- 当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「政策保有株式」の項目にて、「政策保有株式の保有に関する方針及び議決権の行使について適切な対応を確保するための基準を定めること」を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考7】として「政策保有株式に関する方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使基準」を制定し、開示しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

- 当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、「取締役との取引並びに監査役及び主要株主等との重要な取引又は定型的でない取引については、取締役会による承認を要すること」を規定し、開示しております。また、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しております。

【原則3-1(i). 経営理念・中期経営計画】

- 当社は、経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「I-1. 基本的な考え方」に記載しております。また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ(URL: <http://www.kcs.co.jp/>)に掲載しております。

【原則3-1(ii). コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

- 当社は、コーポレート・ガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページ(URL: <http://www.kcs.co.jp/>)に掲載しております。

【原則3-1(iii). 取締役の報酬等】

- 当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の報酬等」の項目にて、「取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、客観性と透明性を確保のうえ、取締役会において決定すること」を規定し、開示しております。具体的な算定方法等については、本報告書の「II. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

【原則3-1(iv). 取締役・監査役候補者の選定基準等】

- 当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準及び手続きを定めること」を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考4】として「取締役候補者選定基準」、【参考5】として「監査役候補者選定基準」を制定し、開示しております。

#### 【原則3-1(v). 取締役・監査役候補者の個々の選定理由】

○当社が取締役候補者及び監査役候補者の選定を行った際の、個々の選定の理由は次のとおりであります。

##### (1)取締役候補者(平成28年6月29日開催の当社第48回定時株主総会で取締役に選任)

- ・神原忠明取締役については、平成26年6月から当社取締役(代表取締役)兼副社長執行役員を務め、その職務と職責を適切に果たしております。取締役として高い能力と識見を備え、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、選定いたしました。
- ・石岡久和取締役については、当社の金融関連システム部門の経験が長く、現在は常務執行役員として、金融ソリューション事業部門を統括し、その職務と職責を適切に果たしております。取締役として高い能力と識見を備え、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、選定いたしました。
- ・瀧川博司取締役については、長年にわたり兵庫トヨタ自動車株式会社の代表取締役を務められており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけること、また、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選定いたしました。
- ・乗鞍良彦取締役については、長年にわたって弁護士として活動しておられ、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられ、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけること、また、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選定いたしました。

##### (2)監査役候補者(平成28年6月29日開催の当社第48回定時株主総会で監査役に選任)

- ・新尚一監査役については、神栄株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任され、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけること、また、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選定いたしました。

#### 【補充原則4-1(1). 取締役会の役割・責務】

○当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、「取締役会は、法令及び社内規程の定めるところに従い、取締役会において決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役及び執行役員に委任すること」を規定し、開示しております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

○当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役7名のうち独立社外取締役を2名選任し、取締役会における独立的・客観的な経営の監督の実効性を確保しております。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

○当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、「社外役員の独立性に関する基準を定めること」を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考6】として「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、開示しております。

#### 【補充原則4-11(1). 取締役会全体の知識、経験及び能力のバランス、多様性等に関する考え方】

○当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、「取締役会の全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性等を確保するため、取締役候補者の選定基準及び手続きを定めること」を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考4】として「取締役候補者選定基準」を制定し、開示しております。

#### 【補充原則4-11(2). 他の上場会社役員との兼任状況】

○当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は次のとおりであります。

(1)瀧川博司取締役  
神姫バス株式会社 取締役

(2)乗鞍良彦取締役  
極東開発工業株式会社 社外監査役

#### 【補充原則4-11(3). 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

○当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、「取締役会は、その職務の執行が同ガイドラインに沿って運用されているかについて、毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示すること」を規定しております。本規定を受け、取締役会全体の実効性に関する分析・評価のため、取締役及び監査役の全員を対象に自己評価アンケートを実施し、その結果に基づき取締役会において議論を行いました。その概要は次のとおりであります。

##### (1)実施概要

(a) 自己評価対象期間:平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日

(b) アンケート結果を受けて取締役会において議論を実施した日：平成28年5月31日

(2)アンケート内容

(a) 項目：取締役会の構成、運営、機能

(b) 回答方法：点数評価及び自由回答、記名方式

(3)実効性の分析・評価の結果の概要

(a) 評価

- ・取締役会の構成について、その員数、構成員のバランスや多様性等の観点から自己評価を行い、概ね適切であると評価しております。
- ・取締役会の運営について、その開催頻度、資料や説明の内容、審議の充実、議事運営等の観点から自己評価を行い、概ね適切であると評価しております。
- ・取締役会の機能について、業務執行に対する効果的な監督の観点から自己評価を行い、概ね適切であると評価しております。

(b) 課題

- ・議題の選定、資料の構成、社外役員に対する情報提供等に改善の余地があると認識しております。

【補充原則4-14(2). 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

○当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、「取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供すること等の方針」を規定し、開示しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

○当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、「株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組み等に関する方針」を規定し、開示しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	3,193,900	28.51
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,980,000	17.67
富士通株式会社	1,550,000	13.83
さくらケーシーエス従業員持株会	1,351,190	12.06
株式会社みなと銀行	310,000	2.76
SMBCコンサルティング株式会社	140,000	1.25
グローリー株式会社	100,000	0.89
日本生命保険相互会社	80,000	0.71
兵庫トヨタ自動車株式会社	80,000	0.71
神栄株式会社	73,000	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(上場:東京、名古屋、海外)(コード)8316

### 補足説明

当社の親会社である株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であるため、当社に与える影響が最も大きいと認められる親会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループであります。

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当社の株式5,623,900株を株式会社三井住友銀行他3社を通じて間接所有しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社のグループ会社(以下、「同グループ」という。)において、総合情報サービス会社と位置づけられております。

当社と同グループとの取引につきましては、一般的市場取引と同等の条件にて行うことを基本方針とし、各社との個別協議を行った上で、社内規程に則った手続きにより取引条件を決定することにより、少数株主の権利を害することがないよう、常に留意しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社と同グループの間には、取引関係及び人的・資本関係がありますが、当社の経営につきましては、同グループの経営方針を踏まえて、独自の経営判断に基づき意思決定しており、親会社等とは一定の経営の独立性が確保されております。

なお、同グループとは、今後とも必要な情報・技術・人事などの交流を図り、緊密な資本・取引などの関係を維持していく方針であります。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧川 博司	他の会社の出身者								○			
乗鞍 良彦	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧川 博司	○	<p>瀧川博司氏は、兵庫トヨタ自動車株式会社及びトヨタ部品兵庫共販株式会社の代表取締役会長であり、兵庫トヨタ自動車株式会社は当社株主80千株を所有する株主であります。</p> <p>当社は両社との間にシステム機器販売等の取引関係がありますが、通常の取引であり、特別の利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>&lt;選任理由&gt; 長年にわたり兵庫トヨタ自動車株式会社の代表取締役を務められており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt; 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>

乗鞍 良彦	○	—	<p>&lt;選任理由&gt;          長年にわたり弁護士として活動しておられ、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられ、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt;          東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査結果等について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて適宜情報交換を行い、各々の監査の実効性確保に努めております。

また、内部監査を行う監査部の監査結果について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
新 尚一	他の会社の出身者													△			
藤原 正治	他の会社の出身者													△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新 尚一	○	<p>新尚一氏は、神栄株式会社相談役であり、同社は当社株式73千株を所有する株主であり、当社は同社株式1,010千株を所有する株主であります。</p> <p>当社は同社との間にシステム構築の請負等の取引関係がありますが、通常の取引であり、特別の利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>&lt;選任理由&gt; 神栄株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任され、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt; 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>
藤原 正治	○	<p>藤原正治氏は、兵庫県庁の出身者であります。</p> <p>当社は同県との間にシステム運用管理の受託等の取引関係がありますが、通常の取引であり、特別の利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>&lt;選任理由&gt; 兵庫県における長年の行政実務及び兵庫県の外郭団体の理事長として培われた豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt; 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、取締役への特別なインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

なお、平成28年3月期における取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役	6名	103百万円 (社外取締役を除く。)
監査役	3名	26百万円 (社外監査役を除く。)
社外役員	4名	11百万円

- (注) 1. 上記、対象となる役員の員数には、平成28年3月期中に退任した監査役2名を含んでおります。  
2. 上記、報酬等の総額には、平成28年3月期における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。  
3. 上記金額のほか、平成27年6月26日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役2名に対して7百万円(うち社外監査役1名0百万円)を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり定めております。

- 取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、独立社外取締役が出席している取締役会において、客観性と透明性を確保の上、決定する。
- 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内において、監査役会の協議において決定する。
- 取締役(社外取締役を除く)の報酬等については、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、一定割合を中長期的な業績に連動することにより、適切に運用する。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制につきましては、専従スタッフは配置していませんが、常勤監査役を通じて必要な資料及び情報の伝達などを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用し、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監査を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

また、「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離するため、執行役員制度を導入しております。

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、次のとおりです。

### 【経営・監督】

#### 1. 取締役会

取締役会は、提出日現在、社外取締役2名を含む取締役7名にて構成され、原則毎月1回以上開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指し、業務執行に関する決定、重要事項の決議、取締役の業務執行の監督を実施するとともに、戦略的視点や社会的視点から公正で率直な議論を行っております。

### 【監査】

#### 1. 監査役会・監査役監査

監査役会は、提出日現在、社外監査役2名を含む4名で構成され、原則毎月1回以上開催しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、取締役等から事業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人・内部監査部門からの報告・聴取等を通じて、当社の業務執行状況の監査を行っております。

また、監査役と会計監査人、内部監査部門は、監査計画や監査結果報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、相互の連携を高めております。



## 2. 会計監査

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、田中基博氏及び三井孝晃氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。なお、業務を執行した公認会計士で、継続監査年数が7年を超えるものはおりません。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他3名であります。

## 3. 内部監査

内部監査につきましては、業務執行部門から独立した監査部が担当しており、すべての業務執行部門及び子会社に対して、年1回書面監査及び実地監査を行っており、業務運営状況及びリスク管理状況を検証するとともに、改善策等の指示や提言を行っております。また、監査結果につきましては、社長へ報告を行うとともに、取締役会及び監査役にも報告を行っております。

### 【業務執行】

#### 1. 経営会議

経営会議は、常務執行役員以上及び監査役などから構成され、原則毎月1回以上開催しており、取締役会決議事項を含む業務執行及びその他経営に関する重要事項について協議を行うことにより、取締役会審議の充実と取締役会決議事項以外についての迅速な意思決定及び効率的な業務運営を図っております。また、経営会議で協議した重要事項につきましては、定期的に取り締役会へ付議しております。

### 【内部統制】

#### 1. リスク管理体制

リスク管理につきましては、当社のすべての委員会を統括する「リスク管理委員会」が当社全体のリスク評価を行っており、その評価結果に基づき、直接又は各委員会を通じて、組織横断的にリスク管理を行う体制を構築しております。

リスク管理委員会の下には、事務リスク等を対象とした「オペレーショナルリスク委員会」や「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「危機管理委員会」「品質管理委員会」などを設置し、当社で発生するさまざまなリスクについて網羅的・体系的な管理を行うとともに、その予防及び発生時の対応を行っております。

#### 2. コンプライアンス体制

コンプライアンスにつきましては、社内横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、社内業務に関してコンプライアンスの観点から広く検討・審議を行っております。

また、コンプライアンスに関する事項を統括する部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、各事業部にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス・オフィサーを設置し、法令遵守を徹底・維持する体制を構築しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の属する情報サービス産業においては、顧客ニーズや技術環境がめまぐるしく変化することから、経営環境の変化へ迅速に対応するため、社外取締役を含む取締役会における実質的かつ活発な議論による意思決定機能及び業務執行の監督機能の強化が重要であるとの判断に立ち、現状の体制での機能充実に努めております。

また、経営監視の観点からは、社外監査役を含む監査役による監査の質の向上及び内部監査の充実により、監視機能の強化に努めており、客観的・中立的監視の下、十分な体制を整えております。

こうした体制により、当社では、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制が整備されているものと判断しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、株主の皆さまが事前に議案を十分ご検討いただけるよう、早期の発送に努めております。平成28年6月29日(水)開催の第48回定時株主総会におきましては、法定期日の5日前にあたる平成28年6月9日(木)に発送しております。
その他	株主総会招集通知、株主総会決議通知を当社ホームページ内の「株主・投資家向け情報」サイトにおいて掲載しております。 URL：http://www.kcs.co.jp/ir/shareholder-info.html

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、公表しております。 URL：http://www.kcs.co.jp/disclosure/index.html	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、報告書(Business Report)、経営指標の推移などのIR資料を当社ホームページ内の「株主・投資家向け情報」サイトにおいて掲載しております。 URL：http://www.kcs.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：経営企画部 IR事務連絡責任者：執行役員 経営企画部長 友石 敏也	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、当社としての企業経営のあり方をステークホルダーの視点から明確にしております。  【経営理念】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。 (社会・お客さまの信用)</li> <li>・変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。 (会社の繁栄)</li> <li>・個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。 (社員の成長)</li> </ul>
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任(CSR)につきましては、日本経済団体連合会の企業行動憲章などを参考にしつつ、「お客さま」「株主・市場」「社会・環境」「従業員」などのステークホルダーに対してより高い価値を持つ商品・サービスを提供することを通じて、すべてのステークホルダーから信頼・評価していただける企業活動を実践することにより、社会全体の持続的な発展への貢献と企業価値の向上に努めております。  特に、「社会・環境」面につきましては事務所等の節電やペーパーレス化、ごみ分別収集など、省エネ・省資源・リサイクルに注力しているほか、清掃活動やイベント協賛を通じた地域社会への貢献活動や、従業員有志による「さくらケーシーエスボランティア基金」制度による環境保全・災害支援などへの永続的寄付活動などにも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めることを基本方針としております。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、その整備に取り組んでおりません。

#### イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ規程」、「廃棄・削除取扱手順書」に則り、適切な保存及び管理を行う。

#### ロ 当社及び子会社（以下、この項において「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- a 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
- b マネージメントサポートセクター担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、上記aにおいて承認された当社グループのリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

#### ハ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画、年度総合予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。
- b 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
- c 監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。
- d 監査役は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を取締役に對し定期的に求めることができるほか、必要があると認めたとときは、取締役又は取締役会に對し内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。

#### ニ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会で「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人がこれを遵守する。
- b 当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定し、体制整備を進める。
- c 当社グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
- d 当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- e 反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループの基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
- f 上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

#### ホ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- a 当社グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を策定する。
- b 当社グループにおける一元的なコンプライアンス体制を維持するため、「グループ会社規則」及び「コンプライアンス・マニュアルグループ会社規則」を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。
- c 当社グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、「法務リスク管理要領」に則り、取引の公正性・適切性を十分に検証した上で行う。
- d 子会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、子会社管理の基本的事項を「グループ会社規則」等として定め、これらの規則に則った子会社の管理及び運営を行う。
- e 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。

#### ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- a 監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。
- b 上記aの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とすることとする。

- c 上記aの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- ト 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
  - a 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
  - b 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
  - c 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等が発見したときには、上記の監査役のほか、内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、又は、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
  - d 当社グループの取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、「内部通報規則」に不利な取扱いの禁止を定める。

チ 監査役職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- a 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- b 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「内部統制システムの構築に関する基本方針」の「二 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について」をご参照ください。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

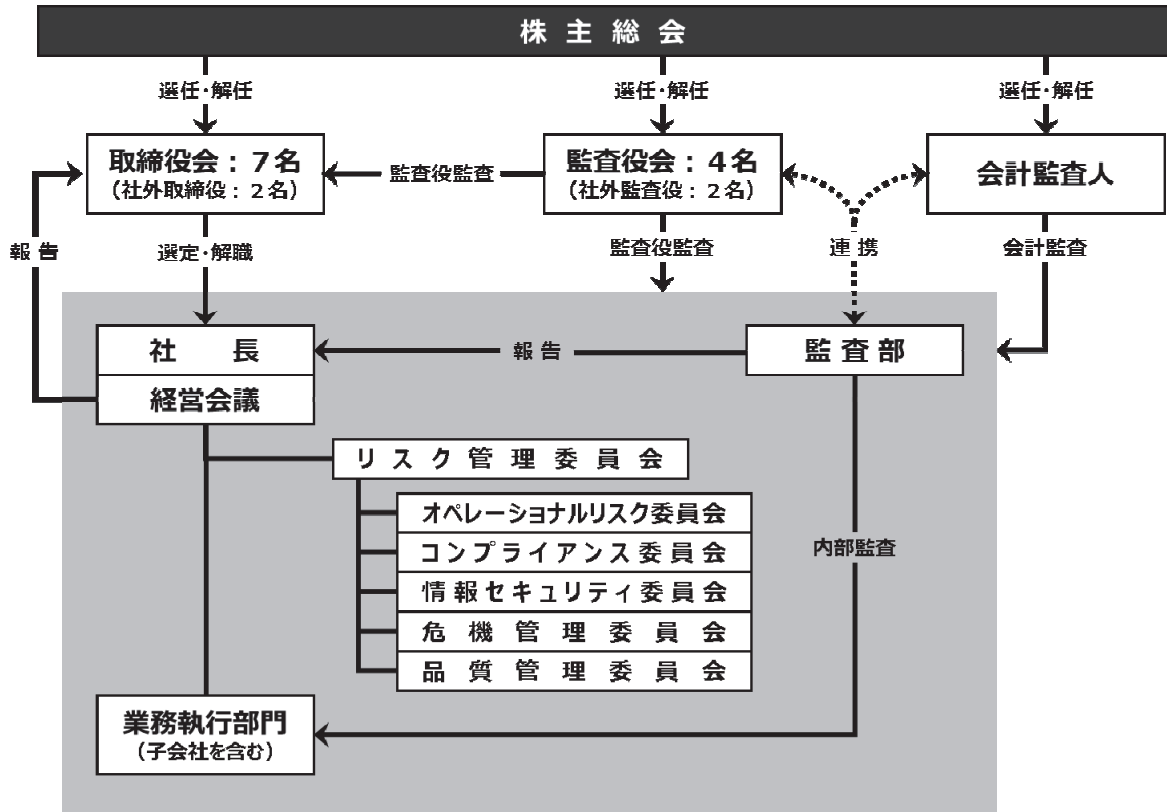
## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 【適時開示体制の整備状況】

当社では、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に実施するため、次のとおり社内体制の整備に努めております。

1. 「情報開示規程」を制定し、役職員に対してその遵守を義務付けております。
2. 重要情報につきましては、マネージメントサポートセクター担当役員を重要情報取扱責任者、経営企画部及び経営企画部財務経理部を総括部門として、当該情報の所管部門と連携しつつ、管理を行う体制を構築しております。
3. 適時開示につきましては、経営企画部を所管部門として実施する体制としております。
4. 「ディスクロージャーポリシー」「情報開示規程」などの情報開示に関する規程類を社内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態としております。また、情報開示の重要性及びその趣旨について、社内教育などにより周知徹底しております。

## 【コーポレート・ガバナンス体制】



## 【適時開示体制】

